

「平成26年度 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」の一部改定、及び「国土交通省登録技術者資格※」を活用する業務における入札・契約手続きについて

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。(官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表)

平成27年2月

国土交通省 中部地方整備局

企画部

1. ガイドライン一部改定の概要

1. ガイドライン一部改定の概要

1) 一部改定の概要

1. 「国土交通省登録技術者資格※」に対応した改定

【プロポーザル方式、総合評価落札方式】

- 1) 応募・競争参加資格要件：配置予定管理技術者の資格に関する要件
- 2) 評価基準：基本事項（技術者） 資格に関する要件

2. 評価基準の見直し

【プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式】

- 1) 基本事項（企業）：企業信頼度（指名停止等の措置）

3. 競争参加者・発注者の入札・契約手続における負担の軽減

【プロポーザル方式】

- 1) 総合評価審査委員会、入札・契約手続運営委員会の見直し
- 2) 特定テーマ数、提出様式の軽減

【総合評価落札方式】

- 3) 総合評価落札方式（1：2）の業務における特定テーマの軽減
- 4) 技術提案書提出様式の軽減

2. 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録 【国土交通省登録技術者資格】

1)民間資格の登録制度創設の経緯等について

※平成26年12月25日 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(平成26年 第1回)資料より

平成24年 7月

国土交通大臣より諮問 ⇨ 社会資本整備審議会、交通政策審議会

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」

平成25年12月

社会資本整備審議会、交通政策審議会 答申

「本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実」
～キックオフ「メンテナンス政策元年」～

平成26年 3月

技術部会 引き続き検討すべき4項目を決定

1. 点検・診断に関する資格制度の確立

平成26年 4月

社会資本メンテナンス戦略小委員会 資格制度の検討に着手

点検・診断に関する資格制度の確立を優先課題として決定

平成26年 8月

技術部会 「緊急提言：民間資格の登録制度の創設」提言

「社会資本メンテナンスの確立にむけて緊急提言：民間資格の登録制度の創設」の
提言・公表



- ・維持管理分野の資格制度の構築
- ・新設分野の資格制度の構築が必要

平成26年11月

公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の告示

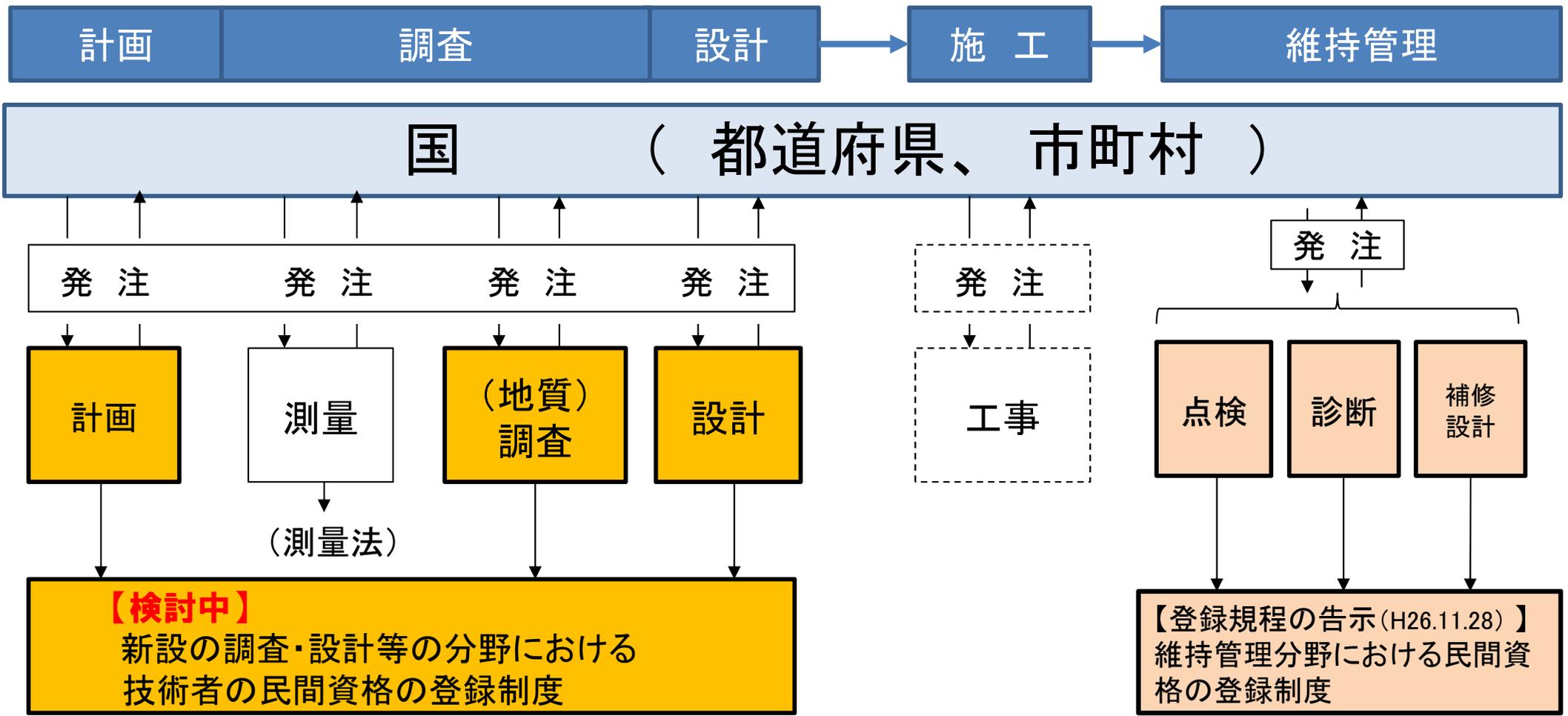
2) 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

※平成26年12月25日 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成26年 第1回)資料より

民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野のうち、土木構造物等。
 - 業務の対象：工事完成後の点検、診断、補修設計等。
- ※今後、計画、調査、設計等(測量を除く)についても、制度構築に向けて検討中。

(概念図)



2) 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

<背景>

※平成26年12月25日 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(平成26年 第1回)資料より

- 老朽化施設の増加と維持管理に関する法令等の整備に伴い、今後点検・診断等の業務の増加が見込まれる
- 業務発注時に、特に市町村において技術者の資格が十分活用されていない
- 平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、資格等による適切な能力の評価が規定。

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

<民間資格の登録等のプロセス>

登録規程の枠組み

①点検・診断等の業務に必要な知識・技術を登録要件として明確化

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術			
診断	

②民間資格を公募

③民間資格を業務内容に応じた必要な知識・技術を有するか評価

④登録要件を満たす民間資格を登録

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士 〇〇技術士	...	
診断	

外注業務において登録された資格を活用

2) 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

※平成26年12月25日 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(平成26年 第1回)資料より

今回の登録規程に位置付けた施設分野-業務-知識・技術を求める者

施設分野 業務	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■

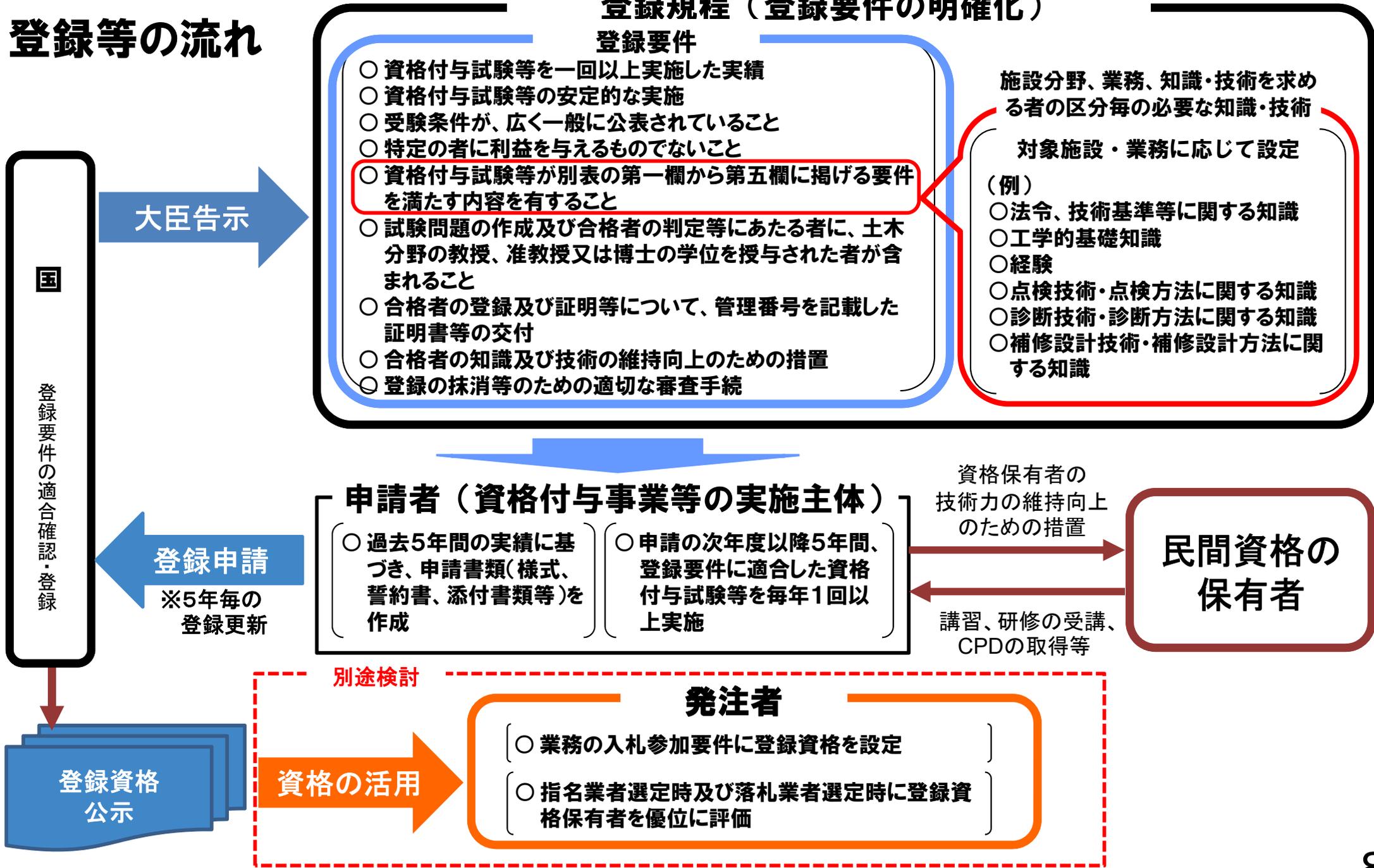
知識・技術を求める者: □ 管理技術者
■ 担当技術者
■ 管理技術者と担当技術者の両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

2) 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

※平成26年12月25日 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(平成26年 第1回)資料より

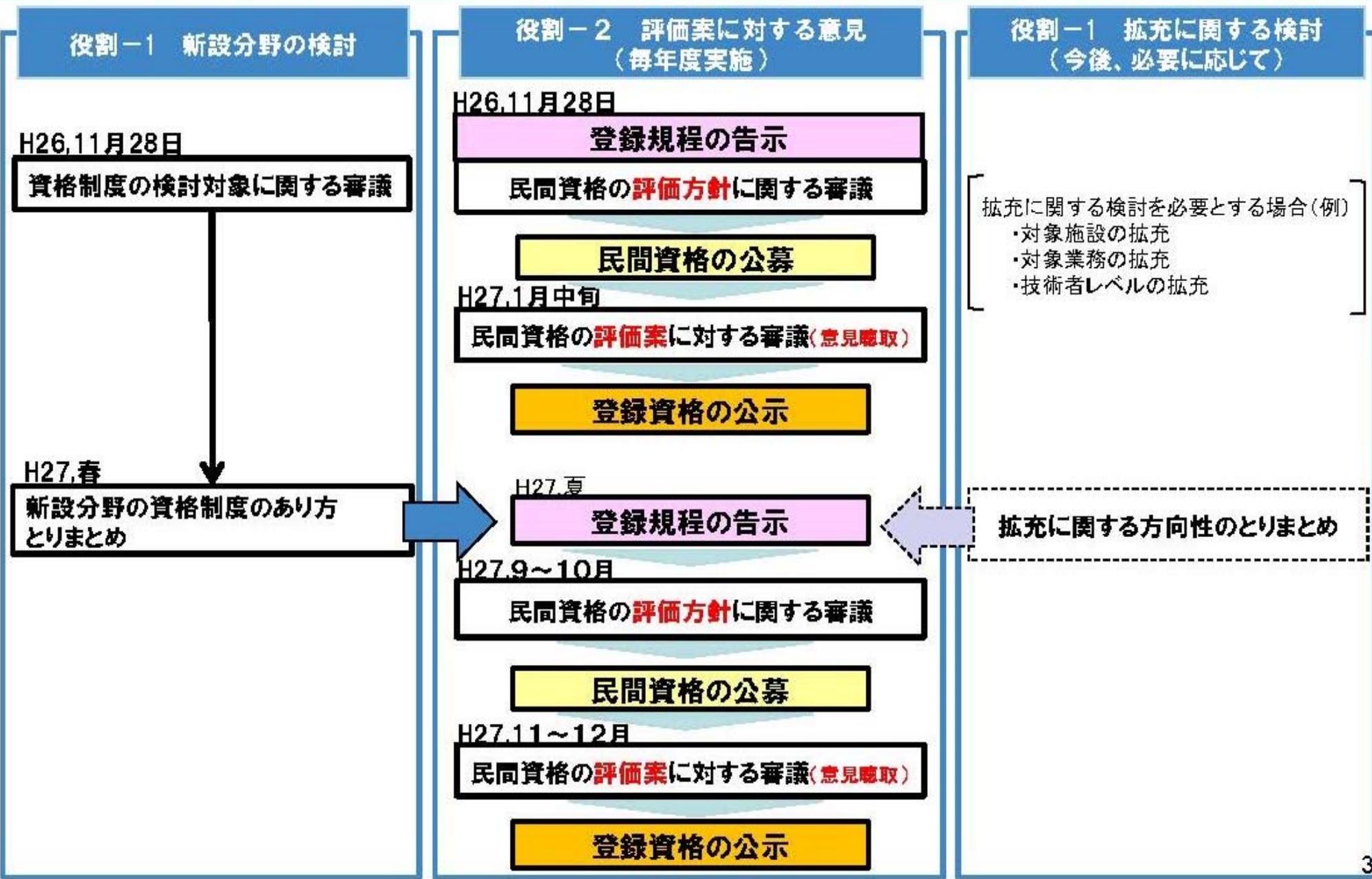
登録等の流れ



2) 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

※平成26年11月28日 社会資本整備審議会・交通政策審議会分科会技術部会
第1回技術者資格制度小委員会 資料より

技術者資格制度小委員会の今後の開催方針について



2) 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

※平成26年11月28日 社会資本整備審議会・交通政策審議会分科会技術部会
第1回技術者資格制度小委員会 資料より

検討対象のとりまとめ (部門-業務-知識・技術を求める者)

施設分野等	河川・砂防及び海岸・海洋		下水道	港湾及び空港		造園	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	建設電気通信		地質	土質及び基礎		鋼構造及びコンクリート	トンネル	建設環境	
	道路	河川・ダム		海岸	砂防・地すべり・急傾斜地等					港湾(※)	空港		都市公園等	都市計画及び地方計画				建設機械
業務分野	計画	調査	設計	計画	調査	設計	計画	調査	設計	計画	調査	設計	計画	調査	設計	計画	調査	設計
道路	○	○	○		○	○					○	○						
河川・ダム	○	○	○															
海岸	○	○	○	○														
砂防・地すべり・急傾斜地等	○	○	○		○	○												
港湾(※)					○	○												
空港					○	○												
都市公園等							○	○										
都市計画及び地方計画							○	○										
建設機械									○									
土木機械設備									○									
建設電気通信										○	○							
地質												○	○					
土質及び基礎													○	○				
鋼構造及びコンクリート															○	○		
トンネル																○	○	
建設環境																		○

※潜水作業が伴う計画・調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

- 知識・技術を求める者:
- 管理技術者
 - 照査技術者
 - 管理技術者と照査技術者両者

3. 「国土交通省登録技術者資格」を活用する業務の入札・契約手続き

1) 「国土交通省登録技術者資格」を活用する業務

- 今回の「国土交通省登録技術者」に位置付けられたのは、都市公園、砂防、海岸、道路、及び港湾、空港の各施設における、点検、診断、補修設計の業務
- このうち、中部地整において当面発注を予定している、砂防(施設分野:砂防施設、地すべり防止施設)、道路(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネル)における業務:点検、診断を対象とする
- 砂防、道路の各施設分野一業務ごとの発注方式は下記を標準とする。

施設分野		業務	発注方式
砂防	砂防設備 地すべり防止施設	点検	総合評価落札方式(1:1)
		診断	プロポーザル方式
道路	橋梁	点検	総合評価落札方式(1:1)
		診断	総合評価落札方式(1:2)
	トンネル	点検	総合評価落札方式(1:1)
		診断	総合評価落札方式(1:2)

配置予定管理技術者の資格に関する要件

◇標準

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

業務の内容に応じて資格を設定する。

- ①技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
- ②博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究)【研究業務等高度な技術検討や学識的見識を要する場合に設定する。】
- ③国土交通省登録技術者資格※(施設分野:〇〇ー業務:〇〇)【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野ー業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】
- ④RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
- ⑤地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】
- ⑥土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
- ⑦コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
- ⑧土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】

■④～⑧等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格※の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。

■「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。(官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表)

■測量業務における測量士については要件として設定しない。

配置予定管理技術者の資格に関する要件

◇砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:点検(総合評価落札方式)、診断(プロポーザル方式))

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ①技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
 - ②博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)、博士(農学)(専門分野:砂防に関する研究)
 - ③国土交通省登録技術者資格※(施設分野:砂防施設、地すべり防止施設—業務:診断)
 - ④RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
 - ⑤土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
 - ⑥コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
 - ⑦土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】
 - ⑧一級土木施工管理技士
 - ⑨河川管理支援士
- ⑥⑦については、診断対象施設として、コンクリート構造物と鋼構造物の両方が混在する場合は、⑥⑦双方の資格を有していなければならない。

1) 応募要件、競争参加資格要件 【総合評価落札方式】

配置予定管理技術者の資格に関する要件

◇道路(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)－業務:点検、診断)

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ①技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
- ②RCCM
- ③土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)
- ④コンクリート診断士(コンクリート橋の診断に限る)
- ⑤土木鋼構造診断士(鋼橋の診断に限る)

■④⑤については、診断対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、④⑤双方の資格を有していなければならない。

◇道路(施設分野:トンネル－業務:点検、診断)

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ①技術士(総合技術監理部門:建設部門(トンネル)、又は、建設部門(トンネル))
- ②RCCM(トンネル)

1) 応募要件、競争参加資格要件 【総合評価落札方式】

配置予定担当技術者の資格に関する要件

◇道路(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)－業務:点検、診断)

配置担当管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ①技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
- ②国土交通省登録技術者資格※(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)－業務:診断)
- ③RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
- ④土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

◇道路(施設分野:トンネル－業務:点検、診断)

配置担当管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ①技術士(総合技術監理部門:建設部門(トンネル)、又は、建設部門(トンネル))
- ②国土交通省登録技術者資格※(施設分野:トンネル－業務:診断)

1) 応募要件、競争参加資格要件 【総合評価落札方式】

設計共同体として認める業務の区分

施設分野		業務	設計共同体として認める業務の区分
砂防	砂防施設	点検・診断	①区域による区分／出張所単位
	地すべり防止施設		
道路	橋梁	点検	①橋種による区分：鋼橋／コンクリート橋 ②区域による区分／出張所単位、道路路線単位、道路橋単位
		診断	
	トンネル	点検	①区域による区分／出張所単位、道路路線単位、トンネル単位
		診断	

1) 応募要件、競争参加資格要件 【総合評価落札方式】

業務拠点に関する要件

次に該当する場合は、競争参加資格要件として設定することが出来る。

- ①業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定され、本要件を含め競争参加資格要件を満たす者が30者程度以上確保できる場合
- ②本要件以外の競争参加資格要件を著しく多数の者が満たすことが想定される場合

【業務拠点に関する要件】

(1)〇〇県内(又は〇〇事務所管内)に営業拠点等を有するものでなければならない。

なお、地域を限定することが出来ない場合は次の要件とする。

(2)中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

施設分野		業務	業務拠点に関する要件
砂防	砂防施設	点検・診断	中部地方整備局管内を標準とする。
	地すべり防止施設		
道路	橋梁	点検	中部地方整備局管内を標準とする。
		診断	
	トンネル	点検	
		診断	

1) 応募要件、競争参加資格要件

※下記は総合評価落札方式の例

項目		応募要件
要件	配置予定担当技術者	<p>資格に関する要件 (道路について設定する) ※業務の内容に応じて資格を設定する</p>
	技術提案書に関する要件	<p>以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。</p> <p>a) 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)</p> <p>b) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:道路一業務:〇〇)【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野一業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として担当技術者に係る資格の記載がある場合】</p> <p>c) RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)</p> <p>d) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)</p> <p>※c~d等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格※の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。</p>
応募要件の有無		上記の要件を全て満足すること。

2) 評価基準 【プロポーザル方式、総合評価落札方式】

技術者資格の評価の考え方

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）を確認し、**対象業務に該当するものを適用**するものとする。

2) 評価基準【プロポーザル方式】

標準配点イメージ

■H26業務ガイドライン

プロポーザル方式の評価点の配点イメージ

	配点イメージ	標準配点案		
基本事項評価 (企業)	○業務実績	同種 5 類似 0	5 0	
	△企業信頼度 (優良表彰の有無)	有り 5 無し 0		
	△地域精通度 (地域での業務経験)	○○ 5 ◇◇ 3 △△ 0		
	◎企業信頼度 (指名停止等の措置)	該当無し 0 該当有り -10		
	合計		5	
	基本事項評価 (技術者)	○業務実績	同種 10 類似 0	10 0
		△技術者信頼度 (優良表彰の有無)	有り 5 無し 0	
△地域精通度 (地域での業務経験)		○○ 5 ◇◇ 3 △△ 0		
合計			10	
企画提案書評価		◎実施方針	10~20	10
		◎業務実施体制	5~10	5
	◎特定テーマ1	10~30	25	
	○特定テーマ2	10~30	25	
	△特定テーマ3	10~30		
	合計	65	65	
ヒアリング	◎技術者としての基本的な技術力	10	10	
	◎企画提案書の内容に関する知識	20	10	
	合計	30	20	
総合計		100		



■「国土交通省登録技術者資格」活用の対象業務

- ①「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者及び担当技術者の記載がある(今回は参考)**
- ②「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者のみ記載がある(砂防が該当)**
- ③「技術者資格登録簿」の区分に**担当技術者のみ記載がある(今回は参考)**

評価項目	標準配点					
		①	②	③		
基本事項 評価 (企業)	業務実績	同種・類似業務	5	5	5	
	企業信頼度 (文書注意等の 措置)	該当無し	0	0	0	
		文書注意措置後1ヶ月	-2	-2	-2	
		口頭注意措置後1ヶ月	-1	-1	-1	
合計		5	5	5		
基本事項 評価 (技術者)	管理技術者	資格(1)	技術士、博士	-	-	5
			RCCM等	-	-	3
		資格(2)	技術士、博士	5	5	-
			国土交通省 登録技術者資格	3	3	-
			上記以外	1	1	-
		業務実績	同種・類似業務	10	10	10
	担当技術者		資格	技術士、博士	-	-
	国土交通省 登録技術者資格	3		-	3	
	上記以外	1		-	1	
	合計		18	15	18	
企画提案 書	実施方針	10	10	10		
	業務実施体制	5	5	5		
	特定テーマ	50	50	50		
	合計	65	65	65		
ヒアリン グ	技術者としての基本的な技術力	10	10	10		
	企画提案書の内容に関する知識	10	10	10		
	合計	20	20	20		
総計		108	105	108		

一部改定

※特定テーマ数を追加しても、企画提案書評価(特定テーマ)の配点の合計(50点)は変更しない。
 ※地域精通度などの追加項目の評価をする時は、標準配点に追加項目の配点分だけ加える。

2) 評価基準 【プロポーザル方式】

基本事項(技術者): 資格に関する要件

①「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者及び担当技術者の記載がある(今回は参考)

(1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究)
3	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:〇〇-業務:〇〇)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

(2) 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:〇〇-業務:〇〇)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある(砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設-業務:診断))

(1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)、 博士(農学) (専門分野:砂防に関する研究)
3	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設-業務:診断)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

2) 評価基準 【プロポーザル方式】

基本事項(技術者): 資格に関する要件

③「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある(今回は参考)

(1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究)
3	RCCM 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】 上記以外の応募要件として設定した資格

(2) 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究)
	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:〇〇-業務:〇〇)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

2) 評価基準 【プロポーザル方式】

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある (砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:診断))

評価項目	評価の着目点		判断基準	配点
基本事項 (企業)	業務実績	平成17年度に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象を含む)	提出された3件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し5段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
			【同種業務のみを設定した場合】 提出された3件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し3段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 0
	企業信頼度(文書注意等の措置)	企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後1ヶ月 ③ 口頭注意措置後1ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1	
	合計			5
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の応募要件として設定した資格	① 5 ② 3 ③ 1
			業務実績	平成17年度に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象を含む)
	【同種業務のみを設定した場合】 提出された3件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し3段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 0		
	合計			15

2) 評価基準 【プロポーザル方式】

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある (砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:診断))

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
企画提案書	実施方針	実施方針(工程表や業務フロー等を含む)について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 (着目点) <ul style="list-style-type: none"> ・目的、条件、内容の理解度 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容の適切性 ・業務成果の品質向上に関する記載内容の適切性 	10
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。 (着目点) <ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載内容の妥当性 ・セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性 ・業務を遂行する上での工夫点の妥当性 	5
	特定テーマ ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。 (着目点) <ul style="list-style-type: none"> ・業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。 	50
合計			65

2) 評価基準【プロポーザル方式】

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある (砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:診断))

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価 (着目点) ・技術者自身の業務実績に自ら主体的に携わったことが認められる。 ・業務実施上の課題や留意点を把握している。 ・業務に関連する技術的知識の保有が 確認できる。 ・業務経験が豊富であると同える。 等	10
	企画提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や企画提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価 (着目点) ・業務の目的、内容又は企画提案(実施方針、特定テーマ等)の内容を把握しており、すべての質問に対して適切な回答がある。 ・企画提案の内容について、技術的根拠に基づき説明できる。 ・業務に関連する技術基準、指針、事例等の最新の情報に関し、知識を保有している。 ・企画提案の内容に関し、的確な補足説明がある。 等	10
	合計		20
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積価格が、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない。 参考見積(様式自由)の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、特定しない。	—
総計			105

2) 評価基準 【総合評価落札方式】

標準配点のイメージ: H26ガイドライン

	配点イメージ	1:1、1:2		1:2、1:3		
		ヒアリング無し		ヒアリング有り		
		テーマ無し	テーマ有り			
基本事項評価 (企業)	◎業務実績	同種	1	1	1	
		類似	0	0	0	
	◎業務成績	中部地整平均76点以上	4	4	4	
		中部地整平均74~76点	3	3	3	
		中部地整平均72~74点	2	2	2	
		中部地整平均60~72点、他機関での4年以内の同種・類似	1	1	1	
		中部地整平均60点未満、他機関での4年以内の同種・類似なし	0	0	0	
	△企業信頼度 (優良表彰の有無)	中部地整の実績	3			
		中部地整以外の全国レベル	1			
		無し	0			
	○業務拠点	○○	1~2	2	1	
		◇◇	1	1		
		△△	0	0	0	
	△地域精通度 (地域での業務経験)	○○	2			
◇◇		1				
△△		0				
△企業信頼度 (災害復旧等の地域貢献度、 災害協定の有無)	中部地整管内における、災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績	3				
	中部地整管内における、災害支援活動実績	2				
	中部地整管内における、災害協定を締結	1				
◎企業信頼度 (指名停止等の措置)	該当無し	0	0	0		
	該当有り	-5	-5	-5		
合計	合計		7	7	6	
基本事項評価 (技術者)	◎業務実績	同種	1~10	2	2	1
		類似	0	0	0	0
	◎業務成績	中部地整平均77点以上	4	4	4	4
		中部地整平均75~77点	3	3	3	3
		中部地整平均73~75点	2	2	2	2
		中部地整平均60~73点、他機関での4年以内の同種・類似	1	1	1	1
		中部地整平均60点未満、他機関での4年以内の同種・類似なし	0	0	0	0
	○技術者信頼度 (優良表彰の有無)	中部地整の実績	2	2	2	2
		中部地整以外の全国レベル	1	1	1	1
		無し	0	0	0	0
	△地域精通度 (地域での業務経験)	○○	3			
		◇◇	1			
		△△	0			
	△手持ち業務量	○○	3~5			
△△		0				
合計	合計		8	8	7	
技術提案書評価	◎実施方針	10~25	25	15	10	
	◎業務実施体制	10~20	20	10	10	
	□特定テーマ1	10~20		20	10	
	□特定テーマ2	10~20				
	合計			45	45	30
ヒアリング	■技術者としての基本的な技術力	5~7	-	-	7	
	■技術提案書の内容に関する知識	10	-	-	10	
	合計		0	0	17	
総合計			60	60	60	

「◎」: 必ず設定
「○」: 原則設定
「△」: 必要に応じて設定
「-」: 原則設定しない

- ※ 評価項目を追加しても、評価項目の合計点数は変更しない。
- ※ 業務の特性に応じ、実施方針と実施体制と特定テーマの配点を合計30点又は45点として適宜設定する。
- ※ 技術対話型の業務実績の評価は、プロポーザル方式と同様に5段階の相対評価を行う。
- 特定テーマの設定は、1テーマを基本とする。但し1:1では原則設定しない。
- ヒアリングは1:2、1:3の「ヒアリング有り」の場合に設定する。

2) 評価基準 【総合評価落札方式】

標準配点イメージ: 「国土交通省登録技術者資格」を活用する業務

- ① 「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者及び担当技術者の記載がある**(今回は参考)
- ② 「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者のみ記載がある**(砂防が該当)
- ③ 「技術者資格登録簿」の区分に**担当技術者のみ記載がある**(道路が該当)

評価項目	標準配点	1 : 1 又は 1 : 2 (テーマ、ヒアリング無し)				
		①	②	③ 橋梁	③ トンネル	
基本事項評価 (企業)	業務実績	同種業務	1	1	1	
		類似業務 (同種のみ設定の場合は評価しない)	0	0	0	
	業務成績	中部地整平均点76点以上	4	4	4	
		中部地整平均点74~76点	3	3	3	
		中部地整平均点72~74点	2	2	2	
		中部地整平均点60~72点、 他機関での4年以内の同種・類似有	1	1	1	
		中部地整平均点60点未満、 他機関での4年以内の同種・類似なし	0	0	0	
	業務拠点	(1) 競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合 ※営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。				
		事務所管内に営業拠点等を有する	2	2	2	
		〇〇県内に営業拠点等を有する。	1	1	1	
		中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。	0	0	0	
		(2) 競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「〇〇県内」としている場合				
		事務所管内に営業拠点等を有する。	2	2	2	
	〇〇県内に営業拠点等を有する。	0	0	0		
	企業信頼度 (文書注意等の措置)	該当無し	0	0	0	
		文書注意措置後1ヶ月	-2	-2	-2	
		口頭注意措置後1ヶ月	-1	-1	-1	
		合計	7	7	7	

一部改定

2) 評価基準 【総合評価落札方式】

評価項目		標準配点		1 : 1又は1 : 2 (テーマ、ヒアリング無し)			
				①	②	③ 橋梁	③ トンネル
基本事項評価 (技術者)	管理技術者	資格(1)	技術士	—	—	3	
			RCCM等(上記以外の競争参加資格要件として設定した資格)	—	—	1	
		資格(2)	技術士、博士	3	3	—	
			国土交通省登録技術者資格※	2	2	—	
			上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	1	1	—	
		業務実績	同種業務	2	2	2	
			類似業務(同種のみ設定の場合は評価しない)	0	0	0	
		業務成績	中部地整平均点77点以上	4	4	4	
			中部地整平均点75~77点	3	3	3	
			中部地整平均点73~75点	2	2	2	
	中部地整平均点60~73点、 他機関での4年以内の同種・類似有		1	1	1		
	技術者信頼度 (優良表彰の有無)	中部地整平均点60点未満、 他機関での4年以内の同種・類似なし	0	0	0		
		中部地整の実績	2	2	2		
		中部地整以外の全国レベル	1	1	1		
	担当技術者	資格	無し	0	0	0	
			技術士、博士※1	2	—	2	2
			国土交通省登録技術者資格※		—		1
		上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	1	—	1	—	
合計				13	11	13	
技術提案書	実施方針			20	22	20	
	業務実施体制			20	20	20	
	合計			40	42	40	
総計				60	60	60	

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。(官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表)

※1:③橋梁、トンネルについては「博士」は設定しない。

2) 評価基準 【総合評価落札方式】

基本事項(技術者): 資格に関する要件

①「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者及び担当技術者の記載がある(今回は参考)

(1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究)
2	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:〇〇-業務:〇〇)
1	上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

(2) 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:〇〇に関する研究) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:〇〇-業務:〇〇)
1	上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある
(砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設-業務:点検))

(1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)、 博士(農学) (専門分野:砂防に関する研究)
2	国土交通省登録技術者資格※(施設分野:砂防施設、地すべり防止施設-業務:点検)
1	上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

基本事項(技術者): 資格に関する要件

- ③「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある
 (道路(施設分野: 橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)－業務: 点検、診断))

(1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門: 建設部門関連科目、又は、建設部門)
1	RCCM 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】 上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

(2) 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門: 建設部門関連科目、又は、建設部門) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野: 橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)－業務: 点検、診断)
1	上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

- (道路(施設分野: トンネル－業務: 点検、診断))

(1) 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門: 建設部門(トンネル)、又は、建設部門(トンネル))
1	RCCM(トンネル)

(2) 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門: 建設部門(トンネル)、又は、建設部門(トンネル))
1	国土交通省登録技術者資格※(施設分野: 橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)－業務: 点検、診断)

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある (砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設一業務:点検))

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
基本事項 (企業)	業務実績	<p>平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある 	<ul style="list-style-type: none"> ① 1 ② 0
		<p>【同種業務のみを設定した場合】</p> <p>平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の実績がある 	<ul style="list-style-type: none"> ① 1
	業務成績	<p>平成22年度以降(過去4年間)の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野(別表-1に示す。)に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。</p> <p>なお、平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に中部地方整備局以外の機関(以下、「他機関」という。)における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中部地方整備局発注業務における平均点が76点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が74点以上76点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が72点以上74点未満 ④ 以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上72点未満 ・平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・平成22年度以降において、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある (砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設一業務:点検))

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。 (1)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する ② ○○県内に営業拠点等を有する。 ③ 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。 ※ 営業拠点等とは、○○管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。	① 2 ② 1 ③ 0	
		(2)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「○○県内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する。 ② ○○県内に営業拠点等を有する。	① 2 ② 0	
	企業信頼度 (文書注意等の措置)	技術提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後1ヶ月 ③ 口頭注意措置後1ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1	
	合計			7
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	以下の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	① 3 ② 2 ③ 1
		業務実績	平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 2 ② 0
		【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 2	

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある (砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設一業務:点検))

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
基本事項 (技術者)	管理技術者	業務成績	<p>平成22年度以降(過去4年間)の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野(別表一1に示す。)に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。</p> <p>なお、平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に中部地方整備局以外の機関(以下、「他機関」という。)における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中部地方整備局発注業務における平均点が77点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上77点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が73点以上75点未満 ④ 以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上73点未満 ・平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・平成22年度以降において、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
		技術者信頼度 (優良表彰の有無)	<p>平成23年(表彰受賞年)以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。</p> <p>なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。</p> <p>ただし、対象となる優良表彰の受賞は、業種区分:土木関係建設コンサルタント業務で受賞したものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績 ② 他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績 ③ 優良表彰の受賞実績がない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2 ② 1 ③ 0
	合計			11

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある (砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:点検))

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
技術提案書	実施方針	実施方針(工程表や業務フロー等を含む)について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価 (着目点) <ul style="list-style-type: none"> ・目的、条件、内容の理解度 ・本業務における特殊性(業務特性)に基づいた着眼点(課題)等の明確な記載 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・当該業務の着眼点(課題)や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無 	22
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価 (着目点) <ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い 等 	20
合計			42
総計			60

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

③「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある

(道路(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネル
—業務:点検、診断))

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
基本事項 (企業)	業務実績	<p>平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある</p>	<p>① 1 ② 0</p>
		<p>【同種業務のみを設定した場合】</p> <p>平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある</p>	① 1
	業務成績	<p>平成22年度以降(過去4年間)の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野(別表-1に示す。)に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。</p> <p>なお、平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に中部地方整備局以外の機関(以下、「他機関」という。)における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p> <p>① 中部地方整備局発注業務における平均点が76点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が74点以上76点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が72点以上74点未満 ④ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上72点未満 ・平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・平成22年度以降において、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合</p>	<p>① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0</p>

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

③「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある

(道路(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネル
—業務:点検、診断))

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。 (1)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する ② ○○県内に営業拠点等を有する。 ③ 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。 ※ 営業拠点等とは、○○管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。	① 2 ② 1 ③ 0	
		(2)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「○○県内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する。 ② ○○県内に営業拠点等を有する。	① 2 ② 0	
	企業信頼度 (文書注意等の措置)	技術提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後1ヶ月 ③ 口頭注意措置後1ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1	
	合計			7
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	以下の順位で評価する。 ① 技術士 ② RCCM等(①以外の競争参加資格要件として設定した資格)	① 3 ② 1
		業務実績	平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 2 ② 0
		【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成26年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 2	

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

③「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある

(道路(施設分野: 橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネル
—業務: 点検、診断))

評価項目	評価の着目点		判断基準	配点
基本事項 (技術者)	管理技術者	業務成績	<p style="color: red; font-weight: bold;">平成22年度以降(過去4年間)の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野(別表-1に示す。)に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。</p> <p>なお、平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に中部地方整備局以外の機関(以下、「他機関」という。)における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中部地方整備局発注業務における平均点が77点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上77点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が73点以上75点未満 ④ 以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上73点未満 ・平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・平成22年度以降において、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
		技術者信頼度 (優良表彰の有無)	<p>平成23年(表彰受賞年)以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。</p> <p>なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。</p> <p>ただし、対象となる優良表彰の受賞は、業種区分: 土木関係建設コンサルタント業務で受賞したものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績 ② 他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績 ③ 優良表彰の受賞実績がない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2 ② 1 ③ 0
		担当技術者	資格	<p style="color: red; font-weight: bold;">下記の評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とすることを標準とする。</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の競争参加資格要件として設定した資格
合計			41	13

2) 評価基準

【総合評価落札方式】

③「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある

(道路(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネル
—業務:点検、診断))

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
技術提案書	実施方針	実施方針(工程表や業務フロー等を含む)について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価 (着目点) ・目的、条件、内容の理解度 ・本業務における特殊性(業務特性)に基づいた着眼点(課題)等の明確な記載 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・当該業務の着眼点(課題)や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無	20
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価 (着目点) ・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い 等	20
合計			40
総計			60

4. 「平成26年度 建設コンサルタント業務 等における入札・契約手続きに関するガイド ライン」の一部改定

4-1. 評価基準の見直し

1)基本事項(企業):企業信頼度(指名停止等の措置)

全国ルールとの整合性の観点から、以下を改定する。

現 行

【企業信頼度(指名停止等の措置)】

【プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式】

企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じる。

なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。

配点		判断基準
プロポーザル方式	総合評価落札方式 簡易公募型競争入札方式 指名競争入札方式	
0	0	①該当なし
-10	-5	②以下のいずれかに該当する。 ア)営業停止又は指名停止期間満了後6ヶ月 イ)文書注意措置後2ヶ月 ウ)口頭注意措置後1ヶ月



要件の緩和

改 定

【企業信頼度(文書注意等の措置)】

企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。

なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。

配点		判断基準
プロポーザル方式 総合評価落札方式 簡易公募型競争入札方式、 指名競争入札方式		
0		①該当なし
-2		②文書注意措置後1ヶ月
-1		③口頭注意措置後1ヶ月

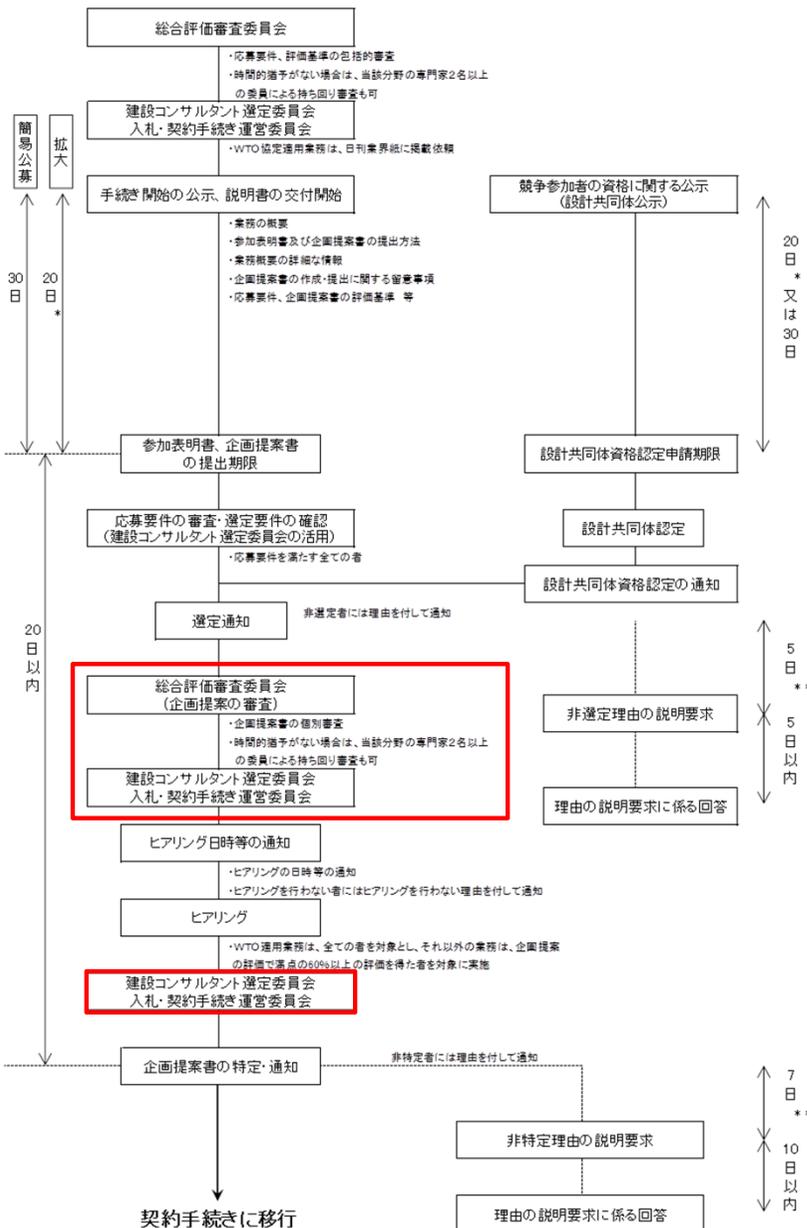
4－2.競争参加者・発注者の入札・ 契約手続きにおける負担の軽減

1) 総合評価審査委員会、入札・契約手続運営委員会の見直し

【プロポーザル方式】

これまで:H26ガイドライン

簡易公募型(拡大含む)プロポーザル方式の手続き



手続きの軽減



■ 企画提案の審査

・現行ヒアリング前に実施

・ヒアリング後に、ヒアリング結果と一括審査

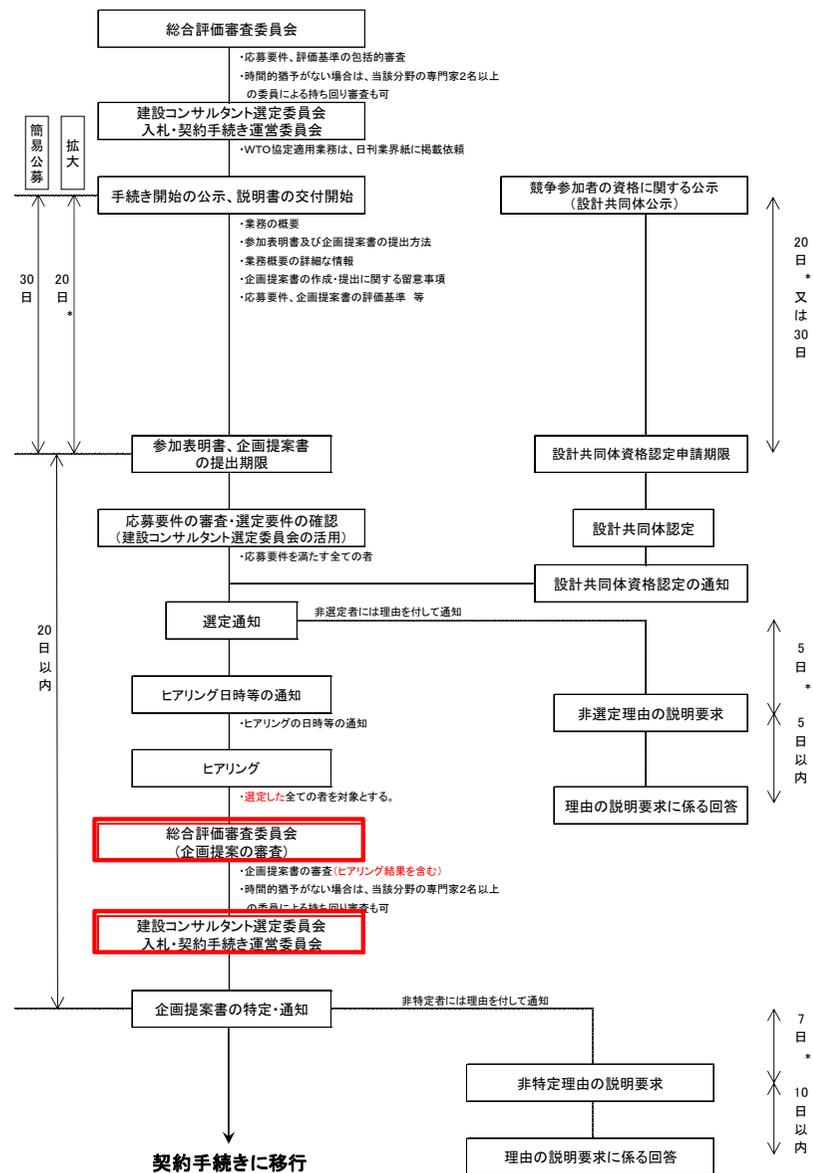
■ ヒアリングの対象

・企画提案の評価60%以上の者

・応募要件を満たす全ての者

今回適用:H26ガイドライン(一部改定)

簡易公募型(拡大含む)プロポーザル方式の手続き



* 参加表明者が技術提案書作成に要する作業量が少ない場合かつ業務の発注予定について十分に周知徹底が図られている場合には5日程度の短縮が可能。
** 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

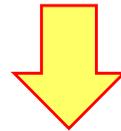
2) 特定テーマ数、提出様式の軽減

【プロポーザル方式】

応募要件：企画提案書に関する要件 特定テーマ

■H26ガイドライン

- 特定テーマは、業務の内容に応じ、**1～3テーマ程度**を設定する。
- 企画提案書については、実施方針で1枚以内、業務実施体制で1枚、**特定テーマで1テーマにつき2枚以内**の提出を求めるものとし、必要な場合は、特定テーマの提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することを認める。なお、補足資料は評価の対象としない。



競争参加者・発注者の負担軽減

■H26ガイドライン(一部改定)

- 特定テーマは**1テーマを基本**とし、**業務の内容に応じて追加設定**する。
- 企画提案書については、実施方針でA4判1枚以内、業務実施体制でA4判1枚以内、**特定テーマは1テーマにつきA4版1枚以内【特定テーマに応じてA4判2枚以内とすることができる。】**の提出を求めるものとし、必要な場合は、特定テーマの提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することを認める。なお、補足資料は評価の対象としない。

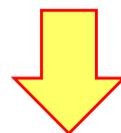
3)総合評価落札方式(1:2)の業務における特定テーマ

【総合評価落札方式】

競争参加資格要件:技術提案書に関する要件 特定テーマ

■H26ガイドライン

- 特定テーマは、業務内容に応じ求めることができるものとし、評価値配点割合が1:3の業務については必ず設定することとし、**1:2の業務は、設定することを基本とする。**
- なお、1:1の業務については、特定テーマを設定しないものとする。
- 特定テーマを設定する場合は、1テーマを基本とする。



競争参加者・発注者の負担軽減

■H26ガイドライン(一部改定)

- 特定テーマは、評価値配点割合が1:3の業務については必ず設定することとし、**1:2の業務は、特定テーマを設定しない事を標準とし、業務の内容に応じて設定することができるものとする。**
- なお、1:1の業務については、特定テーマを設定しないものとする。
- 特定テーマを設定する場合は、1テーマを基本とする。

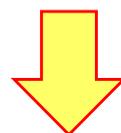
4)技術提案書提出様式の軽減

【総合評価落札方式】

競争参加資格要件:技術提案書に関する要件

■H26ガイドライン

○技術提案書については、実施方針で1枚以内、業務実施体制で1枚、**特定テーマで1テーマにつき2枚以内**の提出を求めるものとし、必要な場合は、特定テーマの提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することを認める。なお、補足資料は評価の対象としない。



受発注者の負担軽減

■H26ガイドライン(一部改定)

○技術提案書については、実施方針でA4判1枚以内、業務実施体制でA4判1枚以内、**特定テーマは1テーマにつきA4版1枚以内【特定テーマに応じてA4判2枚以内とすることができる。】**の提出を求めるものとし、必要な場合は、特定テーマの提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することを認める。なお、補足資料は評価の対象としない。